

島根県からののお知らせ

鳥インフルエンザ対策における 移動制限区域の解除について

- 1 1月29日、安来市で発生しました鳥インフルエンザにつきましては、12月5日に鶏の処分と焼却を完了した後、
 - ① 発生農場における定期的な消毒
 - ② 半径10 kmの移動制限区域内の養鶏農場の清浄性の確認検査を実施してまいりました。
- 2 この清浄性確認検査の2回目の結果が23日に判明しましたが、全て陰性であり、鶏への新たな感染は発生しておりません。
- 3 従いまして、今後、状況の変化がなければ、27日午前0時をもって移動制限を解除する予定であります。
- 4 この間、国をはじめ関係機関の皆様のご協力に対し、改めまして深く感謝申し上げます。
- 5 今後も引き続き、県におきましては家きん飼育農家の皆様と連携して衛生管理を徹底してまいります。
県民の皆様には、引き続き冷静に対応をしていただくようお願いいたします。
- 6 鳥インフルエンザは、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
なお、野鳥の死体を見つけれましたら、手を触れずに、県又は市町村へ連絡をいただくようお願いいたします。
- 7 また、県内の観光地・観光施設は、いずれも通常どおり営業いたしております。
観光客の皆様には、どうかご安心して島根県にお越しいただきますよう、お願い申し上げます。

平成22年12月24日

島根県知事
溝口 善兵衛